

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
汎用申請対象手続一覧 (別表)		汎用申請対象手続一覧 (別表)	
【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官・訟務関係】		【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官・訟務関係】	
手続名称	根拠法令等	手続名称	根拠法令等
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
輸入（納税）申告（少額個人通関用）	(省略)	(同左)	(同左)
<u>救援物資等輸出入申告（災害等発生時）</u>	<u>関法第 67 条</u>	(新設)	(新設)
通関相談書（個人通関用）提出	(省略)	(同左)	(同左)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)